

自衛隊体育学校の組織等に関する訓令

防衛庁訓令第40号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第24条第4項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、自衛隊体育学校の組織等に関する訓令を次のように定める。

昭和36年7月28日

防衛庁長官 藤枝 泉介

自衛隊体育学校の組織等に関する訓令

改正 昭和37年8月7日庁訓第49号 昭和41年4月8日庁訓第12号  
昭和44年4月1日庁訓第12号 昭和52年4月15日庁訓第8号  
昭和57年4月30日庁訓第19号 平成18年3月27日庁訓第12号  
平成19年1月5日庁訓第1号

(校長)

第1条 自衛隊体育学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

(副校長)

第2条 学校に、副校長1人を置く。

2 副校長は、1等陸佐、1等海佐又は1等空佐をもって充てる。

(内部組織)

第3条 学校に、次の1室及び3課を置く。

企画室

総務課

第1教育課

第2教育課

(企画室)

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。

(2) 組織、定員及び定数に関すること。

(3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

(3) 渉外に関すること。

(4) 人事、給与、福利厚生及び健康管理に関すること。

(5) 記録及び統計に関すること（第1教育課及び第2教育課の所掌に属するもの

を除く。)

- (6) 秘密の保全に関する事。
- (7) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (8) 物品に関する事。
- (9) 給養に関する事。
- (10) 施設の維持及び管理に関する事。
- (11) 車両及び通信の運用に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の室及び課の所掌に属しない事項に関する事。

(第1教育課)

第5条の2 第1教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 体育指導に必要な基本的な知識及び技能（以下「基本的知識等」という。）の教育訓練及び調査研究の計画及び実施に関する事。
- (2) 基本的知識等の教育訓練及び調査研究に必要な記録及び統計に関する事。
- (3) 基本的知識等の教育訓練及び調査研究に必要な資料及び資材に関する事。

(第2教育課)

第6条 第2教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 体育指導に必要な専門的な知識及び技能（以下「専門的知識等」という。）の教育訓練及び調査研究の計画及び実施に関する事。
- (2) 専門的知識等の教育訓練及び調査研究に必要な記録及び統計に関する事。
- (3) 専門的知識等の教育訓練及び調査研究に必要な資料及び資材に関する事。

(室長及び課長)

第7条 室に室長、課に課長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 課長は、校長の命を受け、課務を掌理する。

(学校教官)

第8条 学校に、学校教官を置く。

- 2 学校教官は、第1教育課長又は第2教育課長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第9条 学校に、研究員を置く。

- 2 研究員は、第1教育課長又は第2教育課長の命を受け、調査研究に従事する。

(駐屯地業務隊との関係)

第10条 室及び各課の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

(統合幕僚長及び陸上幕僚長の行う職務)

第11条 体育学校に対する防衛大臣の指揮監督は、陸上幕僚長を通じて行うものとする。ただし、統合幕僚監部の所掌事務に係るものにあつては、統合幕僚長を通じて行うものとする。

- 2 陸上幕僚長は、前項の規定に基づき次の各号に掲げる職務を行う場合は、海上幕

僚長及び航空幕僚長と協議しなければならない。

- (1) 組織及び定員に関すること。
- (2) 業務計画の作成に関すること。
- (3) 予算の見積りに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の管理及び運営に関し重要と認められる事項に関すること。

附 則

この訓令は、昭和36年8月17日から施行する。

附 則（昭和37年8月7日防衛庁訓令第49号）

この訓令は、昭和37年8月15日から施行する。

附 則（昭和41年4月8日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、昭和41年4月8日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年4月1日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月15日防衛庁訓令第8号）抄

- 1 この訓令は、昭和52年4月15日から施行し、昭和53年度以後の年度を対象として作成する防衛諸計画から適用する。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成18年3月27日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。